定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

滋賀県大津市富士見台一番一号

トヨタモビリティ滋賀株式会社

代表取締役　小澤　伸之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

福岡市西区拾六町三丁目一番一号

北九潜水株式会社

代表取締役　上田　浩昭

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七千九百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十五万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二八一三区外

特定目的会社水戸泉町インベストメント

取締役　鬼丸　真一

取締役　イー・ホンイ

債権申出の公告

当社は、平成二十四年十二月十八日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年七月十八日に千葉地方裁判所木更津支部（令和七年（ヒ）第一号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

千葉県君津市貞元九一五番地

千葉緑化土木株式会社

代表清算人　弁護士　合間　利

連絡先　千葉市中央区中央三丁目八番八号

中央ＣＩＢ七階かんま法律事務所

合併公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

また、甲は資本金の額を二億二百五十六万一千八百円、資本準備金の額を十億五千六百七十八万八千二百七十九円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年五月二十八日までに資本金及び資本準備金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金及び資本準備金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円といたします。

この合併並びに資本金及び資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　十二頁

（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/1342907/announces

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号

（甲）株式会社シコメルフードテック

代表取締役　川本　傑

東京都北区志茂二丁目三七番七号

（乙）株式会社ポジティブ・トーキョー

代表取締役　曾根　康貴

出資一口の金額の減少公告

当連合会は、令和八年四月二十四日開催の臨時総会の決議により、出資一口の金額五千円を二千五百円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は当連合会事務所に備え置いております。

以上、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告します。

令和八年四月二十七日

滋賀県大津市におの浜四丁目四番二三号

滋賀県漁業協同組合連合会

代表理事　佐野　高典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年八月十五日付官報の号外第一八五号一一九頁に掲載されています。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二八一三区外

特定目的会社水戸泉町インベストメント

取締役　鬼丸　真一

取締役　イー・ホンイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001155/3q8v/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーワン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千六百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001156/3w6j/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーツー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001157/3qv7/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケースリー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001158/os34/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーフォー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千二百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001359/8qi2/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーファイブ特定目的会社

取締役　粟国　正樹